

平成28年度事業計画

1. 英靈顕彰事業

(1) 総理、閣僚の靖國神社参拝の継続・定着運動の推進等

先の大戦で国の礎となられた戦没者の尊い犠牲により、我が国は今日、平和と自由を享受できている。戦没者に対し、国家・国民は、尊崇と感謝の誠を捧げることを決して忘れてはならない。

靖國神社は、戦没者を祀る我が国唯一の追悼施設であり、国を代表する内閣総理大臣が靖國神社に参拝し、英靈に尊崇と感謝の誠を捧げることは、極めて当然のことであり、国家存立の基本である。今後とも、総理、閣僚の靖國神社への参拝が定着化するよう運動を推進していく。

(2) 地方自治体による追悼式等の実施

戦没者の追悼式等は遺族のためのものではなく、国の平和と愛する郷土の平安、そして家族の幸せを願って犠牲となられた方々を慰靈顕彰するものであり、各自治体は率先して実施すべきである。また、戦前戦中の徴兵制度において、地方自治体が果たした役割は大きく、その責任は永遠に免れるものではない。

遺族会は、遺族の高齢化に伴い追悼式等への参列者が年々減少していることから、参列に当たっては、孫・ひ孫と一緒に参加するよう努める。

また、県をはじめいくつかの市町村の追悼式で、中学生等が式典に参加し平和の作文を朗読するなど、式典内容が見直されている。今後とも、各自治体で行われる追悼式には、平和学習の一環としての児童・生徒の参列など、式典を後世代に引き継いでいけるよう、

内容の見直しを継続して要請していく。

さらに、市町村や各種団体が行う追悼式等へ本会役員が可能な限り参列し、追悼の言葉を述べるなど慰靈・追悼を行う。

(3) 高知県護国神社の慰靈行事への奉賛協力等

本県においては、知事の高知県護国神社への参拝が、春秋の例大祭等へ継続して行われており、遺族は等しく感謝している。引き続き、知事の護国神社への参拝を要請するとともに、県内の多くの地方公共団体の首長等の参拝を求めていく。

遺族会としても、高知県護国神社に対し、本会役職員による例大祭をはじめ各種慰靈行等への奉賛協力をを行う。

(4) 忠靈塔等の実態調査と戦没者の遺品の収集・保存

これまで県内各地区遺族会及び各会員の協力を得て、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えていくため、忠靈塔等の実態調査を行うとともに、県立歴史民俗資料館で戦没者の遺書や手紙などの戦時資料を展示公開する取り組みを続けてきた。

忠靈塔調査については、県遺族会のホームページに掲載した内容について補足調査を続け、各地区において今後の維持管理等を検討するための資料として活用する。あわせて、行政に対し、遺族の高齢化とともに困難となりつつある忠靈塔の管理について、その役割認識を質すとともに、積極的に支援を求める。

遺品等の収集は、昨年9月までに遺族会が一時保管していた遺族等12人から寄せられた遺品・戦時資料について、県立歴史民俗資料館での調査が完了し、昨年末に寄贈した。引き続き、遺族等に対して資料収集への一層の協力を要請する。

(5) 戦跡慰靈巡拝

沖縄や南方地域で散華された本県出身の英霊1万8千5百余柱が祀られている沖縄「土佐之塔」への慰靈巡拝を11月12日(土)～14日(月)の日程で実施する。

また、本年は「土佐之塔」建立50周年に当たることから、孫・ひ孫の参加費の軽減等により参列者を確保する。

(6) 遺児慰靈友好親善事業

日本遺族会が国の補助を受けて実施する本事業は、亡き父の慰靈追悼を行うとともに改めて英霊顕彰を考える貴重な機会である。このため、遺族会報のほか県及び市町村の広報誌への掲載依頼、遺族会のホームページなどにより、参加者募集に努める。

なお、戦没者遺児の配偶者の参加や孫・ひ孫などへの参加対象の拡大を要望していく。

●平成28年度実施地域

◎広域地域 14地域、延べ15回 792名（予定）

- ①旧満州 ②旧ソ連 ③西部ニューギニア ④マリアナ諸島
- ⑤トラック・パラオ諸島 ⑥東部ニューギニア ⑦ボルネオ・マレー半島 ⑧フィリピン ⑨ソロモン諸島 ⑩ミャンマー
- ⑪台湾・バシー海峡 ⑫中国

※なお、以下の地域は二次を実施する。

- ①東部ニューギニア ②ミャンマー ③フィリピン

◎特定地域 3地域、108名（予定）

- ①西部ニューギニア ②ビスマルク諸島
- ③マーシャル・ギルバート諸島

(7) 政府（厚生労働省）主催の遺骨収集帰還事業等

事業を国の責務として規定する「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（案）」が成立の見込となり、大幅に事業規模及び予算額が拡充されることなどから、政府主催の遺骨収集帰還事業等に対して孫・ひ孫等の参加を一層促すとともに、引き続き積極的に参加協力する。

●平成28年度遺骨収集帰還等実施地域

◎18地域（予定）

- ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマルク・ソロモン諸島
- ④インドネシア ⑤パラオ ⑥マリアナ諸島 ⑦トラック諸島
- ⑧マーシャル諸島 ⑨ギルバート諸島 ⑩ミャンマー
- ⑪インド ⑫沖縄 ⑬硫黄島 ⑭ハバロフスク地方 ⑮沿海地方
- ⑯ザバイカル地方 ⑰アムール州 ⑱ブリヤート共和国

●平成28年度慰靈巡拝実施地域

◎11地域（予定）

- ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマルク・ソロモン諸島
- ④マリアナ諸島 ⑤ミャンマー ⑥中国 ⑦硫黄島
- ⑧ハバロフスク地方 ⑨沿海地方 ⑩イルクーツク州 ⑪樺太

(8) 日本遺族会主催の戦跡慰靈巡拝

●平成28年度実施地域（予定）

①沖縄地域

(9) 全国戦没者追悼式への参列

国が8月15日に実施する全国戦没者追悼式へ参列する公費対象の遺族代表を県から依頼を受けて募集し、県とともに遺族団を引率

・参列する。戦後七十年の昨年に引き続き、本年の国費の参加者が各县55名と確保されることから、各支部での参加の呼びかけを従来に増して活発に行うよう努める。

さらに、国費での参列者の増員や戦没者の子・兄弟姉妹等の配偶者を含め参列対象の範囲の拡大について引き続き要請を行うとともに、式典に児童・生徒の参列を促し、平和を願う詩の朗読等を行うなど式典内容の見直しを求める。

2. 広報啓発事業

高知県遺族会報を毎月一回発行し、国の援護行政の情報、県内各地域の遺族会の活動状況や日本遺族会の動向などの情報を提供し、遺族会の行っている英靈顕彰運動や処遇改善運動への理解と協力を促進する。

また、県遺族会のホームページの活用により遺族会の目的、組織や活動内容の積極的なPRを行い、その運営や組織の拡充強化等に努める。

3. 遺族福祉向上事業

(1) 公務扶助料等の改善

戦没者遺族に対して支給される公務扶助料等は、国家補償の理念に基づいて支給されるものであって、この主旨に基づいて改善が行われるよう強く国に働きかける。

(2) 特別弔慰金の支給要件の改善

遺族会の総力を結集して運動を推進してきた第10回となる特別弔慰金の実現は、継続・増額で決着し、この実現に尽力され、協力された方々に大きな感謝の念を示したい。

県遺族会としては引き続き、戦没者と一定の生計維持関係を求める

る現行の支給要件を見直し、戦没者の孫・ひ孫、甥・姪等も広く支給対象となるよう特別弔慰金の本来の趣旨に沿った改善に努める。

(3) 組織の拡充強化

遺族会は会員の高齢化に伴って組織が弱体化してきており、遺族福祉の向上を図っていくうえでも組織の拡充強化が必要である。このため、次の取組を推進する。

① 戦没者の遺児は、組織の中心的役割を担うことを自覚し、慰靈祭への参加、会費の徴収、遺族会報の配布等々、積極的に遺族会の活動に参加協力する。

また、各種事業に戦没者の孫・ひ孫等と一緒に参加するなど、新たな後継者づくりに努力する。なお、孫・ひ孫を中心とした「青年部」＝「孫・ひ孫の会」の組織化については、本県の実状を踏まえ検討を進める。

② 地区遺族会は、引き続き新規会員の獲得と後継者の育成を図るために以下のこととに努める。

ア. 全国戦没者追悼式、慰靈友好親善事業及び遺骨帰還事業等の参加者に対し、漏れなく会員になるよう働きかける。

イ. 特別弔慰金受給対象者に対し、申請に関する相談等を通じてその主旨、運動の経緯等を説明するとともに理解と協力を要請し、遺族会への入会等組織活動への参加を働きかける。

ウ. 正会員が亡くなられたときには、その遺族の入会を働きかける。

③ 女性部に女性遺児の参加を積極的に要請するとともに、男性遺児の配偶者等の入部を促進し、その活動を通じて女性部の充実と後継者の育成に努める。

④ 会費の減少や金利の低下により財源の確保が大きな課題である。このため、新たな会員の確保や各自治体に遺族会への支援の継続を働きかけるなど安定的な財政運営の確保に努める。

(4) 老人福祉事業

遺族大会の場で、100歳を迎えた戦没者の妻を表彰し、これまでのご労苦に感謝する。

(5) 壮年部・女性部事業

現在、遺族会はこれまで活動の中心となってきた遺児等の高齢化が進むにつれ、組織の維持・運営財源の逼迫等多くの課題を抱えている。

今後とも英靈顕彰や遺族福祉の向上などの遺族運動を中心となって担っていく遺児が、こうした遺族会のおかれている厳しい現状を認識し、その資質向上を図るため、壮年部・女性部と合同で研修を実施する。また、日本遺族会が開催する研修会への積極的な参加など、全国の遺族会とともに組織の後継者としての意識向上、共有化を図る。

(6) 遺族大会

本年5月下旬に、県民挙げての英靈顕彰の推進を図るため、遺族運動の現状や課題について考える遺族大会を開催する。